

議案第 66 号

飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 13 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う改正

飛驒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

飛驒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年飛驒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第57条中「「交付し」」を「「交付しなければならない。」」に、「通知し」を「通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第7条第10項第5号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の飛驒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の
運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第25条 略 <u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第26条 特定教育・保育施設（<u>幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。</u>）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>第27条～第56条 略 (法定代理受領の場合の読替え)</p> <p>第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「<u>額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額</u>」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「<u>利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額</u>」と、前条第2項中「前項の場合において、」</p>	<p>第1条～第25条 略</p> <hr/> <p>第26条 削除</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第27条～第56条 略 (法定代理受領の場合の読替え)</p> <p>第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「<u>額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額</u>」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「<u>利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額</u>」と、前条第2項中「前項の場合において、」</p>

とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し_____」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し_____」とする。

以下 略

とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付しなければならぬ。」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならぬ。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第7条第10項第5号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」とする。

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第25号及び令和4年内閣府令第65号)に準じて、当該条例の一部を改正するもの。
条例の概要	<p>【改正の内容】</p> <p>(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止についての規定の削除をするもの。</p> <p style="text-align: right;">(第26条関係)</p> <p>(2) 法定代理受領の場合の読替え規定に、ただし書を追加することによって、特定子ども・子育て支援提供者が、施設等利用費を法定代理受領する場合に義務付けられている、保護者及び市町村に対する「特定子ども・子育て支援提供証明書」の交付を、認定こども園、幼稚園等については不要とする。</p> <p style="text-align: right;">(第57条関係)</p>
市民への影響等	特になし(市内には該当事業所なし)
施行日	公布の日(適用日:令和5年4月1日)
備考	